

仙台市役所新本庁舎低層部等事業可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル_質問・回答書

令和2年9月4日(金曜日)までに、質問書(様式1)によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問事項	質問内容	本市回答
1	実施要領	P1	3. 参加要件	本業務に下請けで参加した企業が、事業化時に構成員(SPCに出資する下請企業)又は協力会社(SPCに出資しない下請企業)として応募・参画することの可否についてご教示頂けないでしょうか。	本実施要領の規定は、本業務の下請け企業が、事業化時における構成員または協力会社として参加することを妨げるものではありません。
2	実施要領	P1	3. 参加要件	本業務に下請けで参加する企業が、他の元請け企業の下請けとして参加することの可否についてご教示頂けないでしょうか。	本実施要領の規定は、本業務の下請け企業が、他業務の下請け企業として参加することを妨げるものではありません。
3	実施要領	P1	3. 参加要件	本業務にJV(共同企業体)で参加することの可否についてご教示頂けないでしょうか。可能な場合、JVの構成員の資格要件等の条件についてご教示頂けないでしょうか。	参加要件の規定上、単体企業であることが前提であり、JVの参加は認めておりません。
4	実施要領	P3	7. 参加表明書等の作成	「ウ 業務実績調書」について、証明する添付書類はテクリスの登録内容確認書でよいでしょうか。	ウに係る添付書類は、テクリスの登録内容確認書や発注者に提出した完了届の写しで可とします。
5	実施要領	P3	7. 参加表明書等の作成	「ウ 業務実績調書」の添付書類として、「記載した業務を実施した証明となる資料の写し」とありますが、実績証明資料は、テクリス業務カルテの写しでもよろしいでしょうか。	番号4の回答を参照してください。
6	実施要領	P3	7. 参加表明書等の作成	「エ 配置予定担当者調書」について、証明する添付書類はテクリスの登録内容確認書でよいでしょうか。	エに係る添付書類は、テクリスの登録内容確認書や発注者に提出した完了届の写しで可とします。
7	実施要領	P3	7. 参加表明書等の作成	「オ 協力業者調書」について、再委託先には元請での実績が必要でしょうか(実績がないと再委託先と認めていただけないのでしょうか)。	再委託先の実績の有無は評価対象にしておりませんが、イ及びウの各種調書の提出を必須としている他、添付資料として、キの様式のみご提出願います。
8	実施要項	P3	7. 参加表明書等の作成	「(1) 提出書類」について、協力業者が参加する場合、協力業者分の「(1) 提出書類」ク～サは提出不要という理解でよろしいでしょうか。	番号7の回答を参照してください。
9	実施要領	P4	7. 参加表明書等の作成	「カ 実績としての成果品」について、「製本した冊子等(コピー可)」との記載ですが、成果をとりまとめた「概要版」の添付で宜しいでしょうか。もし成果品自体を提出する場合には契約の相手方である発注者の許可を得る必要があります。許可が得られない場合の対応についてご指示ください。また、企業(様式3)、総括担当者(様式4-1)、主担当者(様式4-2)に記載した業務実績の全てについて提出する必要があるのでしょうか。	業務の履行状況など、審査に要する情報が分かる資料の提出が必須ですので、概要版や成果物の一部を提出する、秘匿すべき箇所を黒塗りするなど、発注者から許可が得られる手法を適宜ご検討のうえご提出願います。また、企業だけでなく、担当者毎に同種・類似を審査する必要があるため、成果品は、企業・総括担当者・主担当者のいずれもご提出願います。
10	実施要領	P4	7. 参加表明書等の作成	「カ 実績としての成果品」の対象は、「ウ 業務実績調書」「エ 配置予定担当者調書」に記載したすべての実績について、という認識でよろしいでしょうか。	企業だけでなく、総括担当者及び主担当者毎に同種・類似を審査する必要があるため、成果品は、企業、総括担当者及び主担当者のいずれもご提出願います。
11	実施要項	P4	7. 参加表明書等の作成	「(1) 提出書類」のうち「カ 実績としての成果品」について、守秘義務で導入可能性調査に係る報告書が提出できない場合は、発注者に提出した業務の完了届等の書面をもって、実績として認めていただけませんかでしょうか。	番号9の回答を参照してください。
12	実施要領	P4	7. 参加表明書等の作成	「(1) 提出書類」のうち「カ 実績としての成果品」において「製本した冊子等(コピー可)」と記載がありますが、契約上の守秘義務があり、成果(報告書の冊子)を提出することができません。各実績の成果の一部(表紙・目次等の抜粋)のみでも問題ないでしょうか。	業務の履行状況など、審査に要する情報が分かる状態であれば、成果物の一部の写しでも可とします。

仙台市役所新本庁舎低層部等事業可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル__質問・回答書

令和2年9月4日(金曜日)までに、質問書(様式1)によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問事項	質問内容	本市回答
13	実施要領	P4	7. 参加表明書等の作成	提出書類に「カ 実績としての成果品」とありますが、成果品の著作権等は発注者(発注機関)に帰属しており受注者側の一存では提出できません。公表されている資料もない場合は、契約書やテクリスの写しを提出することに変えることもよろしいでしょうか。	業務の履行状況など、審査に要する情報が分かる資料の提出が必須ですので、仕様書や報告書などをご提出願います。ただし、テクリスの登録内容確認書は、カの書類には該当しませんのでご留意願います。
14	実施要領	P4	7. 参加表明書等の作成	応募者が仙台市入札参加資格者名簿に登録されている場合、提出書類のうち「サ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書等」については提出が必要でしょうか。 (様式2:参加表明書には記載がないが、実施要領においては提出が必要とされている。)	仙台市入札参加資格者名簿に登録されている事業者が提出不要なのは、提出書類のうちキ〜コのみですので、同サは提出必須です。
15	実施要領	P6	8. 技術提案書等の作成	技術提案書に使用するフォントの種類、色、大きさ等について指定はございますか。	指定は特段ございませんが、選考委員の審査に支障のない体裁を考慮のうえ記載願います。
16	実施要項	P6	8. 技術提案書等の作成	提出書類のうち「ウ 参考見積書」はA3判で提出すればよろしいでしょうか。	見積書はA4判とし、様式10の一式をホチキス留めしてご提出願います。
17	実施要領	P6	8. 技術提案書等の作成	「(2) 技術提案書について」のテーマ1の②「本業務との関連業務や調整事項」について想定される具体的内容をご教示頂けないでしょうか。	低層部における整備の仕様内容を本体設計に反映するために要する、一連の作業を想定しております。
18	実施要項	P6	8. 技術提案書等の作成	「(2) 技術提案書について」のうち、技術提案書のテーマ1-③にある「(仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議のメンバー」については、貴市との協議を前提に候補を複数挙げることで良いでしょうか。また、その場合、専門分野毎に複数人を挙げ、全体で6人を超えても良いでしょうか。	技術提案時に(仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議メンバーの想定案を提案し、その後、受注候補者と本市との協議においてメンバーを正式に確定させることとします。また、上記提案に関しては、複数の候補者に優先順位を設定し、合計人数が6名を超えて提案することを妨げるものではありません。
19	実施要領	P6	8. 技術提案書等の作成	「(2) 技術提案書について」のテーマ1の④「コスト合理化」の「コスト」の具体的内容についてご教示頂けないでしょうか。例えば本業務実施に係り発生する費用又は事業化時の貴市の負担等を指すのでしょうか。	本市が受注者に支払う本業務の委託料について、コスト合理化の手法等を技術提案書にてご提案いただく趣旨です。
20	実施要領	P6	8. 技術提案書等の作成	「(2) 技術提案書について」のテーマ2の②「その他、本業務の遂行にあたって想定される現状の課題」というのは、本調査業務の実施に当たって想定される課題、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	実施要領	P7	8. 技術提案書等の作成	「(2) 技術提案書について」のテーマ3の①にある「スケジュール」と②にある「業務工程」の具体的内容についてご教示頂けないでしょうか(同様のものを指しているのでしょうか)。	同様のものと見なして差し支えありません。
22	実施要項	P8	10. 2次審査(ヒアリング審査)の実施	「(1) ヒアリング審査」について、ヒアリングをWEB会議で実施する場合、使用するWEB会議システムの想定があればご教示ください。	現時点では、CiscoWebexMeetingを使用する予定ですが、詳細に関してはヒアリング審査対象者決定時の通知にて改めてご案内します。
23	実施要項	P8	10. 2次審査(ヒアリング審査)の実施	「(1) ヒアリング審査」について、パワーポイントの操作は発表者側で実施できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	実施要項	P8	10. 2次審査(ヒアリング審査)の実施	「(1) ヒアリング審査」について、パワーポイントによる説明を実施する場合には技術提案書の提出時に同時に提出することを条件とされていますが、その場合の説明資料の提出方法は、CD-ROM等にデータを保存したものを技術提案書に同封する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、提出いただいたCD-ROMは、その他提出書類の取り扱いと同様、返却いたしませんのでご了承願います。

仙台市役所新本庁舎低層部等事業可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル__質問・回答書

令和2年9月4日(金曜日)までに、質問書(様式1)によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問事項	質問内容	本市回答
25	実施要領	P11	16. 受注資格の喪失	対象となるのは本業務の元請企業(受注者)のみなのか、元請企業(受注者)の下請企業も含むのかご教示頂けないでしょうか。	受注資格の喪失に関しては、受注者のみ対象としており、下請け企業は対象としておりません。
26	評価要領	P1	1. 1次審査評価要領	業務実績等における、同種・類似の種別について、「新築の公共施設(広場・公園・道路等を含む。)」を一括して調査対象とは、建築物としての公共施設だけではなく、公共施設と広場・公園・道路等を一括して調査対象としたもの、という理解でよろしいでしょうか。	「同種」となる業務実績の定義のうち「新築の公共施設(広場・公園・道路等を含む。)」を一括して調査対象としたもの」に関しては、新築の公共建築物だけでなく広場・公園・道路等を含め複合的に事業範囲に含めたもの、とします。 なお、「広場・公園・道路等を含む」の定義に関しては、広場、公園、道路、その他といった例示であり、広場、公園、道路の全てが含まれることを必須とするものではありません。
27	評価要領	P1	1. 1次審査評価要領	同種の業務実績の定義について、PPP/PFI等導入可能性調査業務の内容が新築の建築物だけでなく広場・公園・道路等を含め複合的に事業範囲に含めたもの、という理解でよろしいでしょうか。もしくは、新築の広場・公園・道路等を事業範囲としたものでしょうか。	番号26の回答を参照してください。
28	評価要領	P1	1. 1次審査評価要領	(7)にある表内「同種」について、「新築の公共施設(広場・公園・道路等を含む。)」を一括して調査対象としたものを指す。」とありますが、こちらについて、「広場・公園・道路等を含む」の「広場・公園・道路等」とは例示であり、「広場・公園・道路」のすべてが含まれていなくても、本業務との類似性が高いものであればよろしいでしょうか。	番号26の回答を参照してください。
29	評価要領	P1	1. 1次審査評価要領	「道路等」の「等」については、「広場・公園・道路・その他」と考えてよろしいでしょうか。もし「道路関連」という意味の場合は、範囲を具体的にご教示頂けないでしょうか。	番号26の回答を参照してください。
30	評価要領	P1	1. 1次審査評価要領	業務実績等における、同種・類似の種別について、庁舎に関する実績の方が、庁舎以外の実績より高く評価されるのでしょうか。	庁舎及び庁舎以外の実績に対して、評価上の差異は特段設定しておりません。
31	評価要領	P1	1. 1次審査評価要領	「一括して調査対象」については、一括して調査は行ったものの、事業化時には整備されなかった場合でも対象となるかの理解でよろしいでしょうか。	事業化の際、実際に整備されたかどうかについては、実績評価の対象にはしないこととします。
32	評価要領	P1	2. 評価項目	「③主担当者」の実績要件は、公共施設におけるPPP/PFI事業の導入可能性調査に主担当者として従事した実績でよいでしょうか。または、「仕様書(案)第2章第1項から第6項に示す担当業務内容と同様の業務を行った場合を含む。」とは、第1～6項の全ての項目を1業務として実施した業務実績ということでしょうか。	主担当者の実績要件としては、「1. 1次審査評価要領」に記載の基準、または「2. 評価項目-(1)」の※に記載の基準(各業務は、主担当者以外の立場で実施した場合も可とする)のどちらの基準で提出いただいても構いません。 また、上記のうち、どちらの基準で調書が提出された場合でも、「2. 評価項目-(1)」後段に記載の評価基準に照らし評価することとします。 なお、「2. 評価項目-(1)」の※に関しては、必ずしも仕様書(案)第2章第1項から第6項に規定する全ての業務を、1業務で実施したことによる実績を求めるものではありません。
33	評価要領	P1	2. 評価項目	仕様書(案)の「5-(1) 新庁舎本体設計との条件調整」と同様の業務とは、設計に関する実績ではなく、施設検討の条件設定のために周辺の関連施設等との調整を行った実績と解釈してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

仙台市役所新本庁舎低層部等事業可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル_質問・回答書

令和2年9月4日(金曜日)までに、質問書(様式1)によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問事項	質問内容	本市回答
34	仕様書(案)	P2	4 履行場所	検討対象は、低層部および「敷地内広場・市道表小路線及び勾当台公園市民広場」であり、市民広場東側の勾当台公園のいこいのゾーンなどがある敷地は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	検討対象は、原則として新本庁舎低層部および「敷地内広場・市道表小路線及び勾当台公園市民広場」としております。
35	仕様書(案)	P4	9 打合せ	(7)にある「基本設計業務の定例打合せ」が想定される期間、頻度、回数をお示ください。	仙台市役所新本庁舎建替基本設計業務委託仕様書(案)において、定例打合せは月1回を目安としております。また、必要に応じて、WEB形式での開催の可能性も想定しております。 なお、基本設計業務の打合せと、本業務において月2回程度実施を想定している定例打合せとの併用の可否については、現時点で未定です。
36	仕様書(案)	P5	2 事業者等ヒアリング調査及び事業者サウンディング型市場調査等の実施	事業者ヒアリング調査は非公募、事業者サウンディング型市場調査は公募で実施する、という認識でよろしいでしょうか。	サウンディング型市場調査は、本市が主体となって実施するよう想定しておりますが、現時点で、左記詳細については想定しておりませんので、技術提案書にてご提案いただく内容を踏まえ、最終的に本市との協議によって決定する予定です。
37	仕様書(案)	P5	2 事業者等ヒアリング調査及び事業者サウンディング型市場調査等の実施	事業者ヒアリング調査の実施時期について、現時点でのご想定があればご教示いただけますでしょうか。	現時点では、左記詳細については想定しておりませんので、技術提案書にてご提案いただく内容を踏まえ、最終的に本市との協議によって決定する予定です。
38	仕様書(案)	P5	2 事業者等ヒアリング調査及び事業者サウンディング型市場調査等の実施	(2)の金融機関等へのヒアリングについて、想定されている対象ごとの数量(対象事業者数)及び回数をお示ください。	現時点では、左記詳細については想定しておりませんので、技術提案書にてご提案いただく内容を踏まえ、最終的に本市との協議によって決定する予定です。
39	仕様書(案)	P5	2 事業者等ヒアリング調査及び事業者サウンディング型市場調査等の実施	金融機関の融資対象は「新本庁舎低層部・敷地内広場・勾当台公園市民広場の施設整備・維持管理・運営等」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	仕様書(案)	P6	2 事業者等ヒアリング調査及び事業者サウンディング型市場調査等の実施	(3)のサウンディング調査について、市ホームページ上で募集要項等を公表する調査手法でよろしいでしょうか。	番号36の回答を参照してください。
41	仕様書(案)	P6	2 事業者等ヒアリング調査及び事業者サウンディング型市場調査等の実施	事業者サウンディング型市場調査の実施時期について、現時点でのご想定があればご教示いただけますでしょうか。	現時点では、左記詳細については想定しておりませんので、実施時期に関しては、技術提案書にてご提案いただく内容を踏まえ、最終的に本市との協議によって決定する予定です。
42	仕様書(案)	P6	3 公民連携手法の導入可能性検討	「(2) 事業スキームの検討」について、「土地・建物の権利区分」とありますが、土地又は建物の所有権者が市以外になることも想定しうる、という認識でよろしいでしょうか。	所有権者の方針等については、現時点で未定のため、本業務において検討していく予定です。
43	仕様書(案)	P6	3 公民連携手法の導入可能性検討	「(4) VFMの算定」について、「事業収支」とは、貴市の収支と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	仕様書(案)	P7	4 「市民利用機能・情報発信機能」に関する庁内調整支援業務	仕様書(案)に記載されている庁内調整資料、必要となる調査・分析の具体的なイメージをお示ください。	市民利用機能・情報発信機能の整備に関連する庁内部署との打合せに必要な準備作業を想定しております。
45	仕様書(案)	P7	4 「市民利用機能・情報発信機能」に関する庁内調整支援業務	関係部署の名称、庁内調整会議の実施頻度及び参加者の構成についてご教示ください。	庁内調整会議は事業の進捗に応じて適宜実施予定ですが、現時点で左記詳細については未定です。このため、技術提案書にてご提案いただく内容を踏まえ、最終的に本市との協議によって決定する予定です。
46	仕様書(案)	P7	4 「市民利用機能・情報発信機能」に関する庁内調整支援業務	「庁内調整に関する関係会議」は、現時点ではどの程度の頻度、回数をご想定でしょうか。	番号45の回答を参照してください。

仙台市役所新本庁舎低層部等事業可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル__質問・回答書

令和2年9月4日(金曜日)までに、質問書(様式1)によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問事項	質問内容	本市回答
47	仕様書(案)	P7	5 施設計画との条件調整	「(1) 新本庁舎本体設計との条件調整」について、発注者支援の具体的な内容をお示しください。	本体設計業務との条件調整にあたり、本業務側で求められる補足説明や資料作成、調査作業等を想定しております。
48	仕様書(案)	P7	5 施設計画との条件調整	「(1) 本庁舎本体設計との条件調整」について、『本体設計者との打合せにも参加し、発注者支援を実施する。』とありますが、参加回数は何回程度を想定していますでしょうか。	番号35の回答を参照してください。
49	仕様書(案)	P7	5 施設計画との条件調整	「本体設計者との打合せ」について、現時点ではどの程度の頻度、回数をご想定でしょうか。	番号35の回答を参照してください。
50	仕様書(案)	P7	5 施設計画との条件調整	新本庁舎本体及び新本庁舎駐車場の運営・管理手法の検討自体は、別途委託等により実施する(又はしている)という認識でよろしいでしょうか。	新本庁舎本体及び新本庁舎駐車場の運営・管理手法の検討に関して、現時点で委託等は実施しておらず、今後も予定しておりません。
51	仕様書(案)	P7	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	(仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の各回の開催時期、もしくは最終の開催時期の想定があれば、ご教示ください。	現時点では、左記詳細については想定しておりませんので、技術提案書にてご提案いただく内容を踏まえ、最終的に本市との協議によって決定する予定です。
52	仕様書(案)	P7	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	「(1) (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議メンバーの選定・依頼」について、仮に本会議を受注者が主催する場合、受注者の主催とした理由についてご教示頂けないでしょうか(※1にあるように「一定の権限を担う組織」とするときには公共施設等の管理者である地方公共団体が主催することが多いと考えます)。	(仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の主催は、本市によるものとし、受注者は当該運営業務を実施することとします。ただし、(仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議メンバーの選定・依頼等の手続きは受注者によるものとします。
53	仕様書(案)	P7	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	(1)の※2のうち、「受注者選定プロポーザルにおける技術提案書にて受注者が提案した委員(専門分野別に最大6名まで加えることを可能としたもの。)」について、業務受注前のプロポーザル提案時に6名の同意を得た上で提案をすることは困難なため、提案時はあくまでも想定される委員案をご提案し、受注後に先方都合等で委員が変更となる場合もあることについて了承いただけるでしょうか。	技術提案時に(仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議メンバーの想定案を提案し、その後、受注候補者と本市との協議においてメンバーを正式に確定させることとします。
54	仕様書(案)	P7	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	「(1) (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議メンバーの選定・依頼」の※2について、技術提案書で提案する委員は、提案書提出時点では候補者の提案を行い、受託後に発注者と調整の上で確定する、という認識でよろしいでしょうか。	番号53の回答を参照してください。
55	仕様書(案)	P7	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	「(1) (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議メンバーの選定・依頼」に、「受注者は…設立及び当該会議を構成するメンバー(※2)の選定・依頼等を実施し、当該会議を組織する。」とあります。これを踏まえると本会議は貴市ではなく受注者が主催するものであり、委員の委嘱手続等も受注者が主体的に行うとの理解でよろしいでしょうか。	番号52の回答を参照してください。

仙台市役所新本庁舎低層部等事業可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル__質問・回答書

令和2年9月4日(金曜日)までに、質問書(様式1)によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問事項	質問内容	本市回答
56	仕様書(案)	P8	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	「(2) (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の運営業務」について、『中間報告及び最終報告を議題とする回については公開で開催すること』とされていますが、デザイン会議は受託者が設立するため、市民への公開にあたり業務に関する秘密保持の取り扱いや市民への説明責任の所在などの問題があるのではと考えます。このような問題を解消するため、公開によるデザイン会議の主催者は、受託者ではなく市としていただくことは可能でしょうか。	番号52の回答を参照してください。
57	仕様書(案)	P8	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	「(2) (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の運営業務」について、「公開で開催すること」とありますが、公開範囲(〇〇人規模の会場、など)及び公開方法(実地開催に加えてWEB配信が必要、など)に条件はございますか。	現時点では、左記詳細については想定しておりませんが、技術提案書にてご提案いただく内容を踏まえ、最終的に本市との協議によって決定する予定です。
58	仕様書(案)	P8	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	(2)に概ね4回程度と記載されていますが、回数が増えた場合には増額変更の対象と考えてよいでしょうか。	(仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議は、概ね4回程度の開催を想定しておりますが、事前打ち合わせ等を含めた全体の回数に関しては、技術提案書内容及び受注候補者選定後の協議によるものとします。
59	仕様書(案)	P8	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	(4)の報酬の設定について、市の規定はありますでしょうか。	報酬の基準等は特段ありませんので、技術提案書等において適宜ご提案願います。
60	仕様書(案)	P8	7 (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の設立と運営等	(4)に記載の「使用する会議室」について、市の施設は使用できるでしょうか。	(仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の開催する場所については、技術提案書内容及び受注候補者との協議によるものとします。
61	仕様書(案)	P9	1 成果品	「(4) (仮称)新本庁舎低層部等公民連携デザイン会議の運営記録」とは、議事要旨との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	様式	-	様式10 参考見積内訳	参考見積書のうち、「I 直接業務費」「I-2) 直接経費」「その他(議事録作成費用など)」について、議事録の精度は、議事要旨でよいか、もしくは速記録までが必要でしょうか。	速記録までは求めませんので、要旨が分かる程度の記録であれば可とします。
63	様式	-	様式10 参考見積内訳	協力業者への再委託費、交通費は、「I-4) 特別経費」に計上すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	その他	-	-	本調査事業終了後の想定スケジュールをご教示ください(民間事業者公募開始時期等)。	令和3年度後半に本業務を完了した後、令和4年度以降に事業者選定を実施する予定ですが、詳細な時期等については未定です。
65	その他	-	-	本業務の計画地(本庁舎敷地、市道表小路線、勾当台公園市民広場、勾当台公園地下駐車場)の図面または測量図を提供いただくことは可能でしょうか。	資料提供を希望する旨を申し込みいただいた事業者へのみ、後日、郵送等で提供します。 なお、申込方法や申込期限、対象資料等の詳細については、後日、本市ホームページにて別途ご案内します。